

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 124 実務対応報告公開草案第 48 号

「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」について

(目的)

平成 23 年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が改正され、管理者等が所有権を有する公共施設等について、公共施設等運営権を民間事業者に設定する制度が新たに導入されました。本実務対応報告は、公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的として、平成 28 年 12 月 22 日に企業会計基準委員会から公開草案として公表されたものです。

(公共施設等運営権の取得時の会計処理)

運営権者は、公共施設等運営権を取得した時に、管理者等と運営権者との間で締結された実施契約において定められた公共施設等運営権の対価について、合理的に見積られた支出額の総額を無形固定資産として計上します。

(公共施設等運営権の減価償却の方法及び耐用年数)

無形固定資産に計上した公共施設等運営権は、原則として、運営権設定期間を耐用年数として、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分します。

(公共施設等運営権の減損損失の認識の判定及び測定における資産のグルーピング)

公共施設等運営権は「固定資産の減損に係る会計基準」の対象となります。

その適用に際して、資産のグルーピングは、原則として、実施契約に定められた公共施設等運営権の単位で行います。ただし、公共施設等運営事業の対象とする公共施設等ごとに合理的な基準に基づき分割した公共施設等運営権の単位でグルーピングを行うことができます。

(更新投資に係る資産・負債の計上および減価償却の方法及び耐用年数)

(1) 更新投資の実施内容の大半が、管理者等が運営権者に課す義務に基づいており、か

つ、運営権者が公共施設等運営権を取得した時に、更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合、当該取得時に、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上します。

この場合、運営権設定期間を耐用年数として、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価から残存価額を控除した額を各事業年度に配分します。

(2) 上記(1)以外の場合、更新投資を実施した時に、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関する支出額を資産として計上します。この場合、当該更新投資を実施した時より、当該更新投資の経済的耐用年数（当該更新投資の物理的耐用年数が公共施設等運営権の残存する運営権設定期間を上回る場合は、当該残存する運営権設定期間）にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価から残存価額を控除した額を各事業年度に配分します。